# 令和８年度(2026年度)熊本県診療所（医科）及び訪問看護ステーション
# 賃上げ・物価支援事業補助金交付要項

（趣旨）

第１条　熊本県内の医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する補助金（以下「補助金」という。）事業の実施については、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和８年（2026年）２月26日付け医政発0226第11号・医薬発0226第２号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、賃金・物価上昇により影響を受けている医療機関等に対し、その経営状況を踏まえつつ物価上昇を上回る賃上げの実施および診療等に必要な経費の物価上昇への対応を支援することにより、医療機関等の経営改善を促進し、地域における安定的な医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第３条　この補助金の交付対象は、本条のとおりとする。

（１）賃上げ支援事業

熊本県内の有床診療所（医科）、無床診療所（医科）、訪問看護ステーションのうち、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和７年（2025年）４月１日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績を有する施設であって以下のア又はイを満たす施設とする。

ア　令和８年３月１日時点でベースアップ評価料※を届け出ている施設。

イ　医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみの医療機関等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。

※「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（２）物価支援事業

熊本県内の有床診療所（医科）、無床診療所（医科）とする。

ただし、令和８年１月１日において廃院・廃止している場合（本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は交付対象外とする。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、別表により算定するものとする。

（交付の申請、請求）

第５条　交付対象者がこの補助金の交付を希望する場合は、第１号様式に関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに交付申請を行うものとする。なお、第３条第１項の事業ごとに申請することも可能とする。

２　規則第16条に規定する補助金の請求は、前項に定める第１号様式の提出をもって行うものとする。

（交付の決定）

第６条　知事は、交付申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに交付の決定をし、その金額を概算払するとともに、規則第６条の規定に基づき第２号様式によりその決定の内容を申請者に通知するものとする。

２　知事は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認められるときは、申請者に確認の上、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をするものとする。

（交付の条件）

第７条　規則第５条第１項第３号に定めるその他知事が必要と認める条件は、次のとおりとする。

（１）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

（２）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（３）補助金に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（４）補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと知事が認める場合には、交付された補助金を返還しなければならない。

（５）この補助金の交付を受けた者は、厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告、補助金の額の確定）

第９条　第３条の交付対象者は、令和９年（2027年）３月３１日までにその補助対象事業

の実績について、第３号様式の１から３のいずれか該当する様式により知事に報告するものとする。ただし、賃金等改善報告書については、令和８年（2026年）８月１日までに、第３号様式別紙により知事に報告するものとする。

２　知事は、前項の実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正であると認めたときは、規則第14条の規定に基づき第４号様式により交付確定を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条　知事は、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

３　知事は、第１項の規定による取消しをしたときは、規則第17条第４項の規定に基づき第５号様式により交付対象者に通知し、既に補助金の交付を行っている場合は全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

（検査及び報告）

第11条　知事は、この補助金の適正な支出のため、必要に応じて交付対象者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。交付対象者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（補助金の返還）

第12条　知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

（不当利得の返還）

第13条　知事は、補助金の交付を受けた後に、交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付を行った補助金の返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条　補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第15条　その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附　則

この要項は、令和８年(2026年)３月２５日から施行する。

【別表（第４条関係）】

（１）賃上げ支援事業

| １　基準額 | ２　対象経費 |
|---|---|
| ○有床診療所（医科）<br>・使用許可病床数×７万２千円<br>（使用許可病床数※が２床以下の場合は１施設×１５万円を支給する。）<br>○無床診療所（医科）<br>・１施設×１５万円<br>○訪問看護ステーション<br>・１施設×２２万８千円 | 対象職員の処遇改善に対応するために要する経費 |

（２）物価支援事業

| １　基準額 | ２　対象経費 |
|---|---|
| ○有床診療所（医科）<br>・使用許可病床数×１万３千円<br>（使用許可病床数※が１３床以下の場合は１施設×１７万円を支給する。）<br>○無床診療所（医科）<br>・１施設×１７万円 | 物価上昇に対応するために要する経費 |

※使用許可病床数については、令和７年８月１日時点での使用許可病床数とし、令和７年８月２日以降に令和７年度（令和６年度からの繰越分）熊本県病床数適正化支援事業給付金の支給を受けて削減した病床数は除くこと。